

## ○長与町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

平成25年8月30日

要綱第34号

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童（以下「難聴児」という。）に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、もって難聴児の増進を図ることを目的とする。

### (対象児)

第2条 助成金の支給対象児は、次の要件をすべて満たす18歳未満の児とする。

- (1) 長与町内に住所を有していること。
- (2) 両耳の聴力レベルが各々30dB以上であること。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師（以下、「医師」という。）が装用の必要を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 身体障害者手帳の交付対象者でないこと。
- (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

2 前項に規定する児童が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項ただし書により、補装具費支給制度の対象外とされる世帯に属する児童は、この事業の対象外とする。

### (助成金の算定基礎)

第3条 この助成金の算定基礎となる額は、前条に規定する交付対象児（以下「対象児」という。）が新たに補聴器を購入する別表に定める経費又は別表に定める耐用年数経過後に補聴器を更新する経費（以下「購入費」という。）から寄付金その他の収入額を控除し、町長が必要と認める額と別表の「1台当たりの基準価格」欄に掲げる額（以下「基準価格」という。）と比較して少ない方の額とする。

### (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条に定める額の3分の2（1,000円未満の場合は、切捨てる。）とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、補聴器の試聴を行った上で、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、以下に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する都道府

県知事の定める医師が、対象児の聴力検査を実施した上で交付した意見書（別紙1）

(2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

(3) 補聴器の仕様書

(4) その他町長が必要と認めるもの

（所得審査）

第6条 町長は、対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、第2条第3項の規定による対象外該当の有無を確認するものとする。

（交付決定等）

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは交付申請の内容を審査し、交付又は却下の決定をするものとする。

2 町長は、助成金交付を行うことを決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定のお知らせ（様式第3号）を決定業者へ交付し、却下することを決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（様式第4号）を、申請者に交付するものとする。

3 第1項の規定により交付の決定を受けた者には、併せて軽度・中等度難聴児補聴器給付券（様式第5号。以下「給付券」）を交付するものとする。

（補聴器購入）

第8条 申請者は、交付決定後すみやかに、難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書に記載された決定業者に給付券を提出し、補聴器を購入するものとする。

（費用の負担）

第9条 前条により補聴器を購入した申請者は、購入費等の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により申請者が負担する費用（以下「自己負担額」という。）は、1台につき基準価格から第4条の規定により交付する額の差額とする。ただし、購入費が基準価格を下回るときは、その購入費から第4条の規定により交付する額の差額とする。

3 装用者本人が希望するデザイン・素材等を選択することにより購入費が基準価格を超える場合は、その差額についても負担しなければならない。

4 申請者は、購入時に購入費を決定業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第10条 補聴器を購入した申請者は、補聴器の購入費から寄付金その他の収入額及び自己負担額を控除した額を、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金請求書（様式第6号）に領収書及び給付券を添付のうえ町長へ請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはその請求額を支払うものとする。

（代理受領）

第11条 前2条の規定に関わらず、決定業者は、申請者からの委任に基づき、当該申請

者が支払うべき購入費につき、助成金として当該申請者に対し支払われるべき額の限度において、当該申請者に代わり支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該申請者に対し助成金の支給があったものとみなす。

3 決定業者は、購入費につき、申請者から自己負担額の支払を受けるときは、当該支払をした申請者に対し、領収書を交付しなければならない。

(補聴器の管理)

第12条 この事業により購入費の助成を受けた者は、補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 町長は、申請者が前項の規定に違反したと認める場合には、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第13条 町長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、難聴児補聴器購入費助成台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(補聴器更新の特例)

第14条 別表に定める耐用年数を経過する前に、この事業により購入費の助成を受けた者の責任によらない災害等の事情により補聴器が毀損した場合は、町長は新たに必要と認める補聴器の購入費の一部を助成できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年6月3日から適用する。

別表(第3条、第14条関係)

補聴器の種類	1台当たりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	①補聴器本体(電池を含む。) ②イヤーマールド	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	(注)イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型(レディメイド)	87,000円		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000円		

骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。
FM型補聴器の場合は、基準額に右のものを追加できる	①FM型受信機80,000円 ②ワイヤレスマイク98,000円 ③オーディオチューン5,000円	※ワイヤレスマイクは1台のみ

様式第1号

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書				
申請日 年 月 日				
(あて先) 長与町長 様				
(申請者) 住 所 氏 名 対象児との続柄 ( 印 ) 電 話				
<p>下記のとおり補聴器購入費の交付申請をいたします。                      なお、購入費助成金の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、補聴器の購入状況その他について、貴職が関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。</p>				
対象児	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年 月 日	性別	
購入を希望する補聴器の種類				
購入を希望する業者名	名称			
	所在地			
	電話			
見積額 (判定補聴器)		見積額 (希望補聴器) ※差額自己負担による機種変更を希望する場合		寄付金 その他収入額
円		円		円
身体障害者手帳の申請の有・無	有・無 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。			
最近5年間の補聴器の購入状況	右(有・無) 年 月 日購入 左(有・無) 年 月 日購入 <input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入費助成事業による交付 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給 <input type="checkbox"/> その他			
備 考				



4. 申請する補聴器の目的、効果見込みについて具体的に記載して下さい。

①補聴器の必要性・装用効果

②重度難聴用補聴器を処方する理由および具体的効果

- ・重度難聴用補聴器の試聴は行いましたか？(試聴した ・ 試聴していない)
- ・試聴補聴器 機種名( )

③耳あな型処方が必要な理由および具体的効果

④FM補聴器が必要な理由および具体的効果

5. 補聴器の調整

- 当該病院・診療所で医師の管理下にてフィッティングを行なう。
- 業者に委託する。(指示等があれば、以下に記入。調整上の参考事項〔不快域等〕、指示〔出力制限等〕)

業 者

担当者

上記のとおり意見する。

年 月 日

所在地

診療科名

医療機関名

医師名

印

様式第2号

<p style="text-align: center;">軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金 交付決定通知書</p>			
		第 年	月
		日	号
様			
長与町長 印			
<p>さきに申請のありました補聴器購入費助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。</p>			
住 所			
フリガナ 対象児氏名		フリガナ 保護者氏名	
生年月日	年 月 日	性別	
支給番号	第 号	交付決定日	
決定内容	補聴器の種類： 処 方：		
決定 業者	名 称		
	所在地		
	電 話		
購入費	寄付金 その他の収入額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
備考			



様式第3号

<p>軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金 交付決定のお知らせ</p>					
<p>第 年 月 日 号</p>					
<p>様</p>					
<p>長与町長 印</p>					
<p>下記のとおり難聴児補聴器購入費助成金の交付を決定しましたので、難聴児補聴器給付券の提示がありましたら対応をお願いします。</p>					
住 所					
フリガナ 対象児氏名			フリガナ 保護者氏名		
生年月日	年 月 日	性別		電話	
支給番号	第 号	交付決定日			
決定内容	<p>補聴器の種類：</p> <p>処 方：</p>				
見 積 額		円	利用者負担額		円

様式第4号

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金  
交付申請却下通知書

第 年 月 日 号

様

長与町長 印

年 月 日に申請がありました交付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下の理由

様式第5号

軽度・中等度難聴児補聴器給付券				
支給番号	第	号	支給決定日	年 月 日
対象児氏名			生年月日	
住所				
保護者氏名			続柄	
補聴器の種類				
処方				
決定業者	名称			
	所在地			
	電話			
基準額	見積額	寄付金その他の収入額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円	円
上記のとおり決定する。 年 月 日				
長与町長 印				
受領年月日	年 月 日	受領者氏名印	印	
長与町長 様				
年 月 日				
(受任者) 住所 業者名・代表者名 電話				
印				
委任状				
(委任者) は、補聴器購入費の請求及び受領を行うことを (受任者) に委任いたします。				
(委任者) 住所 氏名				
印				

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金請求書

年 月 日

(あて先) 長与町長 様

(請求者)

住 所  
氏 名 印

次により、補聴器購入費を請求します。

記

- 1 請求金額 (公費負担額) 円
- 2 補聴器購入等年月日 年 月 日
- 3 添付書類 領収書及び給付券

受 領 方 法	受 領 金融機関名	( ) 銀行・信用金庫・農協 ( ) 本店・支店・支所
	預 金 種 別 該当を○で囲む	1 普通 2 当座
	支 店 番 号	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人	

難聴児補聴器購入費助成台帳

市町村名: \_\_\_\_\_

単位: 円

支給 番号	申請受付 年月日	対象児童名	生年月日	住所地	保護者名	支給決定 年月日	補聴器 の種類	装着耳	補聴器購入事業者 名	支 給 年月日	購入費等 の額	助成対象 額	利用者 負担額	支給金額	区 分 (新規・更新)	備考
1	25 4 21	△△	H23.9.1	*****	▲▲	H25.5.21	6	左右	〇〇補聴器	H25.6.9	120,000	70,000	35,800	105,800	新規	
2														0		
3														0		
4														0		
5														0		
6														0		
7														0		
8														0		
9														0		
10														0		

(注) 補聴器の種類

機種番号	機種名	基準価格	本体	イヤーマールド
1	軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	34,200	9,000
2	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900	43,900	9,000
3	高度難聴用ポケット型	43,200	34,200	9,000
4	高度難聴用耳かけ型	52,900	43,900	9,000
5	重度難聴用ポケット型	64,800	55,800	9,000
6	重度難聴用耳かけ型	76,300	67,300	9,000
7	耳あな型(レディメイド)	87,000		
8	耳あな型(オーダーメイド)	137,000		
9	骨導式ポケット型	70,100		
10	骨導式眼鏡型	127,200		
11	FM受信機	80,000		
12	ワイヤレスマイク	98,000		
13	オーディオチューナー	5,000		